

この通知は、平成22年7月15日付で発送予定のご案内となります。

「ジェネリック医薬品のお知らせ」(第2回)の送付について

時下、貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より当健康保険組合の事業運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成21年11月13日に第1回送付いたしましたとおり、当健康保険組合では継続的に薬剤の投与を受けている被保険者並びに被扶養者の方々に、ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減額が大きい方を対象に、ジェネリック医薬品の使用促進のお手伝いとして、個人単位で「ジェネリック医薬品のお知らせ」(第2回)をお送りいたします。

つきましては、業務ご多忙の折、誠に恐縮に存じますが、該当されている被保険者の方々に(被扶養者分も併せ)お渡し下さいますようご協力をお願い申し上げます。

今回お送りしました「ジェネリック医薬品のお知らせ」は平成22年1月～3月処方分の診療(調剤)報酬明細書(レセプト)に基づき作成しております。また、平成22年6月14日現在の被保険者情報を基に作成しておりますので、それ以降に退職された方等の情報は、旧情報での処理とさせていただきますのでご了承願います。

なお、すでに退職されている方の「ジェネリック医薬品のお知らせ」がありましたら、大変ご面倒ではございますが、当健康保険組合調査室までご返却下さいますよう宜しくお願い申し上げます。

【個人情報保護法の取り扱い】

「ジェネリック医薬品のお知らせ」は、該当される被保険者及び被扶養者個人毎に個別密封した窓空き封筒により、事業主殿あて簡易書留で送付いたします。

「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインについて」(厚生労働省)や「東京都電機健康保険組合個人情報保護管理規程」に基づき、被保険者及び被扶養者の当組合が保有する個人情報の保護に万全を尽くしております。

また、「ジェネリック医薬品のお知らせ」は、個人情報の第三者への提供に該当するため、個人情報の提供においては本人(被保険者等該当する方全員)の同意が必要になります。

しかしながら、被保険者等本人にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得る事が必ずしも本人にとって合理的であるとは言えないものの利用範囲について、ホームページ等に掲載し、その利用目的を明らかにしている場合は、被保険者等からの特段明確な反対・留保の意思表示が無い場合、個人情報の第三者への提供の「同意」が得られたものとして取り扱います。

「ジェネリック医薬品のお知らせ」についてのお問い合わせは下記までお願い致します。

ヘルプデスク 03-3264-1167 (平日9:00~17:00)

ジェネリック医薬品
のお知らせ

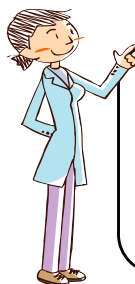
3,337円~3,429円 削減可能です

東京都電機健康保険組合
からのお知らせ※上記金額について、裏面に詳しい内容を記載して
おりますので、ご覧ください

このお知らせは厚生労働省が制定した今年度の健康保険組合の事業運営方針に従い発送しております。
また、薬局や病院でお薬をもらっている方の中で、比較的ジェネリック医薬品に切り替えやすく、かつ自己負担額の軽減が見込める方を対象にお送りしています。裏面には、あなたがジェネリック医薬品に切り替えた場合、薬剤費の自己負担額がどれくらい軽減できるのかを一例としてお知らせしております。

ジェネリック医薬品を処方してもらうには？

「ジェネリック医薬品は医師が処方する医薬用医薬品ですので、処方箋なしで患者さんが薬局や薬店で購入することはできません。ジェネリック医薬品への切り替えについては、このお知らせと同封のお願いカードを病院へご持参いただき、医師・薬剤師にご相談くださいますようお願い致します。



ジェネリックってなに？

薬の成分が同等で安価なお薬です。先発医薬品の特許期間(20~25年)が満了し、他会社が同じ成分で開発した後発医薬品です。

効き目や安全性は？

厚生労働省が定めた厳しい試験により、有効性・安全性は認められています。また、先発医薬品と同様に薬事法の規制に従い開発・製造・販売されています。

そんなに安い？

平均するとジェネリック医薬品は先発医薬品の約半額です。開発年数・開発費がかからないからこそのお値段なのです。

◆個人情報の取扱いについて◆

「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインについて」(厚生労働省)及び、当健康保険組合の「個人情報保護管理規程」に基づき、被保険者及び被扶養者の組合が保有する個人情報の漏えい、滅失、またはき損等を防止し、個人情報保護の徹底に努めております。

このお知らせの発送に関するお問い合わせ

ジェネリック医薬品通知ヘルプデスク 電話番号：03-3264-1167 (平日9:00~17:00)

※このお知らせの送付を希望されない方は、上記ヘルプデスクまでご連絡ください。

なお、データ処理にかかる時間の都合上、次回のお知らせが届いてしまう場合があります。予めご了承ください。

※ヘルプデスクではジェネリック医薬品についてはお答えできません。(どこの薬局で扱っているか等)

ジェネリック医薬品の詳しい情報については下記HPなどで紹介されておりますので、そちらをご参照下さい。

患者さんの薬箱 <http://www.generic.gr.jp> (日本ジェネリック医薬品学会)

ジェネリックお願いカードご使用方法・ご注意

ジェネリック医薬品を希望される際は右添付の「ジェネリック医薬品お願いカード」の裏面の氏名欄にお名前を記入し、医療機関に提示してください。

※「ジェネリック医薬品お願いカード」を提示しても、ジェネリック医薬品を処方することができない、あるいはジェネリック医薬品がふさわしくない場合もあります。

ジェネリック医薬品
お願いカード

私はジェネリック医薬品の
処方を希望します
東京都電機健康保険組合



